

申告受付が始まります

2月8日(木)から、「平成19年度分町県民税」及び「平成18年分所得税」の申告受付が始まります。

日程及び受付会場などについては、別途配布の申告案内書に掲載しておりますので、そちらをご覧ください。

町県民税に係る 申告案内書について

これまでには「町県民税申告書」を事前に配布していましたが、今年度からは申告書の代わりに「申告案内書」と「申告書附属資料」を配布いたします。

申告の際は事前に申告資料を作成し、申告当日は案内書とあわせて持参のうえ受付に提出してください。

町県民税申告書については、申告を受けた時にパソコンから出力した用紙に、記名押印していくだけで、印鑑を忘れずに持参してください。

なお、世帯全員が「申告の

必要がない方※注に該当する場合は、申告会場にて申告をする必要はありませんが、

整理の都合上、申告案内書に必要な事項を記入のうえ、役場町民税務課または歌津総合支所住民生活課に提出をお願いします。

※注 申告の必要がない方の例（詳しくは案内書に記載しています。）

・収入がなかった方

・給与のみの方で年末調整済みの方

・年金のみの方で一定金額以下の方

今年度は申告受付体制の見直しを行いました。これまでは、2班体制で志津川地区と歌津地区の会場にて申告受付を実施していましたが、今年度は、1班体制にて申告受付を行います。

1班体制で稼動することにより、申告受付をする職員を増員し待ち時間の短縮に努めますが、これまでの受付会場では人が入りきれない場所があり、受付会場や対象地区的変更をしましたので、別添日程表をご確認いただきますとともに、ご理解とご協力をお願いいたします。

申告受付体制及び会場の変更について

名足小学校が受付対象地区となる方について

名足小学校の申告受付会場入口は、正面玄関ではなく学校裏の校舎入口となりますので、お間違えのないようお願ひします。

農業を営んでいる方について

でも、他の事業所得と同様に原則収支計算により申告する必要がありますので、収入と経費が分かる書類を整理し、あらかじめ申告附属資料に記載のうえ持参願います。

県立高等学校の授業料減免について

減免申請は町県民税等の申告終了後に受付しますので、対象となる方は被災の状況が分かる証明書類（受取保険金の証明書等）を持参し、申告受付の担当者に相談してください。

なお、税務署に申告する方は、平成15年から平成18年分の收支内訳書の写しを持参のうえ、町民税務課または歌津総合支所住民生活課まで申請してください。

なお、申告の対象地区の日程が2月28日(水)以降となつている方については、対象地区以外の会場で、お早めに申告してください。

障害者控除について

障害者控除の適用を受ける場合は、障害者手帳の提示をお願いします。

なお、障害者手帳の交付を受けている方でも、介護保険の要介護認定を受けられた方で、町が交付する「障害者控除対象者認定書」を提示することにより障害者控除が受けられます。

障害者控除対象者認定書の問い合わせは、保健福祉課高齢者福祉係（志津川保健センター内）電話46-5113までお願いします。

医療費控除について

医療費控除を受ける場合は、支払金額を事前に集計し、領収書を持参してください。

なお、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」は、領収書の代わりにはなりませんのでご注意願います。

※医療費控除額＝(支払保険額一補てん金額)×(10万円または総所得金額の5%)

問合わせ

町民税務課 課税係 ☎46-1372
歌津総合支所 住民生活課 税務係 ☎36-3925